

# 保険料免除制度が

# 変わります

# 国民 年金



老後の安心を支える国民年金。保険料をきちんと納めて大切な受給権を守りましょう

## ◆一部納付する場合の保険料

免除区分	保険料(月額)
免除なし	13,860円
4分の1納付	3,470円
2分の1(半額)納付	6,930円
4分の3納付	10,400円

国民年金法が改正され、七月一日から国民年金保険料の免除制度が新しくなりました。

### 一部納付が三段階に

経済的な理由などで国民年金保険料を納付するのが困難な方に対しては、申請により全額または一部が免除されています。これまでの免除区分は「全額免除」と「半額納付」の二種類でしたが、七月から新たに「四分の一納付」と「四分の三納付」が加わり、一部納付の区分が三段階に変わりました。一部納付する場合の月額保険料は、上表のとおりとなります。

この制度を利用するためには、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準額以下であることが必要であり、申請後に宮古社会保険事務所が審査、決定を行います。

国民年金制度は二十歳から六十歳までのすべての人が加入し、老後の老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度。将来の安心のためにも、きちんと保険料を納めましょう。

▽持参する物 年金手帳、印鑑  
※離職された方や転入された方がありませんので、詳しくはお問い合わせください。

### ◆そのほかの免除制度

このほか、三十歳未満の方や学生の保険料納付期限を延ばす「若年者納付猶予制度」・「学生納付特例制度」、障害年金や生活保護を受けている方の保険料を免除する「法定免除」などがあります。同制度の利用を希望する方は、左記担当までお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 役場住民生活課住民記録担当(☎82-3311内線123)へ。

## 国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金制度をご存じですか。同基金は国民年金の第一号被保険者(自営業、農林漁業者、学生など)の方を対象にした、公的な年金制度です。

掛け金は条件により異なりますが、加入したときから六十歳まで定額で、掛け金の全額が社会保険料の控除対象になります。また、途中で掛け金の支払いが困難になった場合には、口数を減らしたり一時的に支払いを休むこともできます。

年金給付は老齢基礎年金に上乗せする形で支給され、受け取る年金は全額公的年金控除が受けられます。また、保証期間がついたタイプの場合には、加入者が万が一死亡した場合に、遺族に一時金が支給されます。

公的な年金ならではの税制上の特典も

多いこの制度。老後の安心のため、加入を検討してみてくださいいかがですか。

▽対象 国民年金の第一号被保険者で保険料を納めており、二十歳から六十歳未満の県民

※国民年金保険料の免除(一部納付含む)を受けている方や、若年者納付猶予制度などの納付猶予制度を利用している方は加入することができません。

◆申込先・問い合わせ 岩手県国民年金基金(☎0120-6514192)へ。

## ◆国民年金基金の加入タイプ

タイプ	年金を受ける期間	保証期間	遺族一時金の有無
A型	65歳～終身	80歳まで15年間	あり
B型	55歳～終身	なし	なし
I型	65歳～80歳	80歳まで15年間	あり
II型	65歳～75歳	75歳まで10年間	あり
III型	60歳～75歳	75歳まで15年間	あり